

別表第一佐伯郡の部湯来町の款を削る。

広島県知事 藤 田 雄 山

別表第二広島市の部第二種区域の項中「ない地域」の下に「佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)及び大字伏谷(字今山(一三七番地の一から一三七番地の五五まで・一四五番地・一四六番地及び一四九番地の地域に限る。))及び字岡野原(七七八番地の一から七七八番地の一四までの地域に限る。))の地域を除く。」を加え、同部第三種区域の項中「ある地域」の下に「並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。))及び大字伏谷(字今山(一三七番地の一から一三七番地の五五まで・一四五番地・一四六番地及び一四九番地の地域に限る。))及び字岡野原(七七八番地の一から七七八番地の一四までの地域に限る。))の地域」を加え、同表備考中「平成十七年三月二十日」の下に「広島市の地域にあつては平成十七年四月二十五日」を加える。

広島県告示第六百八号

昭和五十三年広島県告示第五十八号(振動の規制に関する定め)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

別表市町名の欄中「同郡湯来町」を削る。

広島県告示第六百九号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号)別表2の1の②に掲げる類型をいう。以下同じ。)を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

水 域		該当類型	達成期間	暫 定 目 標
三川ダム貯水池(神農湖) (全域)	湖沼 A	二	平成二十二年年度までに化学的酸素要求量四・六(単位 リットルにつきミリグラム)	平成二十二年年度までに全燐〇・〇三四(単位
	湖沼			

項目の基準値を除く)	二	一リットルにつきミリグラム
八田原ダム貯水池(芦田湖)(全域)	イ	
湖沼 A		
湖沼 (全窒素の項目の基準値を除く)	ハ	

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

広島県告示第六百十号

昭和四十八年広島県告示第二百五号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中「芦田川上流(府中大橋より上流)」の下に「であつて三川ダム貯水池の水域及び八田原ダム貯水池の水域に係る部分を除いたもの」を加える。

広島県告示第六百十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があつたので、同条第四項の規定によつて、次のとおり告示する。

平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一

申請者の氏名又は名称(法人にあつては、代表者の氏名を含む。)	株式会社 リアース 代表取締役 山崎 健司
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	広島県府中市府川町二七番地の七

二 申請年月日

平成十七年四月十四日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島県府中市小国町字陸延三〇五番他

2 産業廃棄物処理施設の種類

安定型産業廃棄物最終処分場

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、陶磁器くず及びがれき類(これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧の場所

広島県福山地域事務所厚生環境局環境管理課及び府中市環境整備課

2 縦覧の期間

平成十七年四月二十五日から平成十七年五月二十五日まで(土曜日、日曜日及び国民

の休日を除く。)

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定によって、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

千七二〇・八五一一 広島県福山市三吉町一丁目一番一号 広島県福山地域事務所

厚生環境局環境管理課

2 意見書の提出期間

平成十七年四月二十五日から平成十七年六月八日まで

3 意見書に記載すべき事項

(一) 提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) 意見書の対象となる申請の概要(一、二及び三に掲げる事項を記載すること。)

(三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容

(四) 生活環境の保全上の見地からの意見

広島県告示第六百十二号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急診療所として認定した。平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
なんば医院	府中市土生町一五七二番地の二	平成二〇年四月二四日	新規

広島県告示第六百十三号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三十第十項の規定によって、広島県保健医療計画の一部を次のとおり変更し、平成十七年四月二十五日から施行する。

なお、「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県福祉保健部保健医療総室医療対策室に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第六百十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定によって、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称 所 在 地 指定年月日

蒲 刈 診 療 所 呉市蒲刈町田戸二二〇八・一

療 所 呉市国民健康保険音戸診 療 所 呉市音戸町高須三・七・一五 平成 一七・三・二〇

療 所 呉市国民健康保険安浦診 療 所 呉市安浦町安登西六・一・三九 一七・三・二〇

名	称	所	在	地	辞	退	年	月	日
ウオントツ呉バルス通り薬局		呉市中通四・一・二四			一七・	三・	一		
医療法人社団 清流会		廿日市市串戸四・一三・二四			一七・	四・	一		
八幡クリニック		佐伯郡大野町宮島口一・七・一五			一七・	三・	一		
医療法人 中丸クリニック		安芸高田市甲田町高田原宮播一〇四五・一			一七・	四・	一		
甲田センター薬局		山県郡安芸太田町大字上殿字東神田一八六一・一			一七・	三・	一		
医療法人社団 樹会 戸内 廣安歯科医院		東広島市河内町河戸一九・二			一七・	二・	七		
東広島市国民健康保険戸野診療所		東広島市河内町小田二二八二			一七・	二・	七		
東広島市国民健康保険小田診療所		東広島市高屋町檜山八〇・一			一七・	二・	一		
はるな薬局		三原市大和町和木一五三八・一			一七・	三・	二		
大和診療所		三原市久井町江木五〇・一			一七・	三・	二		
三原市立くいき市民病院		神石郡神石高原町高蓋四・二			一六・	二・	六		
神石高原町国民健康保険直営高蓋診療所		比婆郡東城町川東一五二・四			一六・	二・	一		
こぶしの里病院									

広島県告示第六百十五号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。
 平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤田雄山

安浦町国民健康保険診療所		豊田郡安浦町安登西六・一・三九			一七・	三・	一九		
医療法人社団 樹会 戸内 廣安歯科医院		山県郡安芸太田町大字戸河内八五三			一七・	二・	二八		
豊平町国民健康保険原診療所		山県郡豊平町志路原一七六七			一七・	一・	三一		
大和町国民健康保険 大和診療所		賀茂郡大和町大字和木一五三八・一			一七・	三・	二一		
久井 国保病院		御調郡久井町大字江木五〇・一			一七・	三・	二一		
こぶしの里クリニック		比婆郡東城町川東一五二・四			一六・	一・	三〇		

広島県告示第六百十六号
 広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤田雄山

広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱の一部を改正する告示
 広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱(昭和五十七年広島県告示第三百六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「廿日市市」を「広島市佐伯区のうち杉並台及び湯来町の区域並びに廿日市市」に改め、「並びに佐伯郡湯来町」を削る。

附則

この告示は、平成十七年四月二十五日から施行する。

広島県告示第六百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によって、安芸高田市甲田町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、安芸高田市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七百七十九条の規定によって、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤田雄山

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十七年五月九日までの間、縦覧に供する。
平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道
路線名 音戸倉橋線
道路の区域

区 間	敷地の幅員		延 長	備 考
	新	旧		
呉市音戸町田原二丁目三五〇五番一地从先から 呉市音戸町田原二丁目三五〇六番五地先まで	二〇・五〇 三〇・七〇	二〇・五〇 三〇・七〇	三七・九〇	拡張

広島県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十七年五月九日までの間、縦覧に供する。
平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道
路線名 志和インター線
道路の区域

区 間	敷地の幅員		延 長	備 考
	新	旧		
東広島市八本松町大字飯田三〇二三番一三地从先から 東広島市八本松町大字飯田字大山一九〇七番一地从先まで	二〇・五〇 二二・〇〇	二〇・五〇 二二・〇〇	二八三・〇〇	路線延伸

広島県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十七年五月九日までの間、縦覧に供する。
平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道音戸倉橋線	呉市音戸町田原二丁目三五〇五番一地从先から 呉市音戸町田原二丁目三五〇六番五地先まで	平成十七年四月二十五日

広島県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十七年五月九日までの間、縦覧に供する。
平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道志和インター線	東広島市志和町大字七条椋坂字鍋山四九九番一五地从先から 東広島市八本松町大字飯田字大山一九〇七番一地从先まで	平成十七年四月十七日

広島県告示第六百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定によって、平成十四年広島県告示第八十三号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 施行者の名称 広島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・二・三三八号矢賀大州線及び三・一・〇一一号天満矢賀線
- 三 事業施行期間 平成八年十二月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

公 告

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三の規定によって、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、現に危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）において、危険物の取扱作業に従事しているものは、次のとおりこの講習を受講しなければならない。

- 1 製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日から一年以内（ただし、製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日前一年以内に危険物取扱者免状の交付又はこの講習を受けている場合は、それぞれ免状の交付を受けた日又は講習を受けた日から三年以内）
 - 2 前回の講習を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している場合は、前回の講習を受けた日から三年以内
- 二 講習年月日及び場所

講習日	講習種別		場所
	午前	午後	
平成一十七年七月 一日	給油取扱所	その他	三次市
" " 五日	給油取扱所	その他	広島市
" " 六日	その他	給油取扱所	広島市
" " 七日	給油取扱所	その他	東広島市
" " 八日	給油取扱所	その他	廿日市市
" " 十一日	給油取扱所	その他	福山市

" " 二二日	その他	給油取扱所	福山市
" " 二三日	給油取扱所	その他	呉市
" " 二五日	給油取扱所	その他	三原市
" " 一九日	コンビナート	コンビナート	福山市
" " 二二日	給油取扱所	その他	尾道市
" " 二二日	給油取扱所	その他	因島市
" " 二六日	給油取扱所	その他	広島市

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習である。

注二 受講申請書を受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人あてに送付する。

注三 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

三 講習科目及び時間

講習科目	時間
一 危険物関係法令に関する事項	九時一〇分から一〇時一〇分まで
二 危険物の火災予防に関する事項	一〇時一〇分から二時一〇分まで

2 午後

講習科目	時間
一 危険物関係法令に関する事項	一三時一〇分から一四時一〇分まで
二 危険物の火災予防に関する事項	一四時一〇分から一六時一〇分まで

四 受講手続

1 受講申請書の受付期間など

平成十七年五月一六日（月）から五月二十七日（金）まで。ただし、土曜日と日曜日を除く。（受付時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。）
郵送の場合は、平成十七年五月二十七日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。

2 受講申請書の提出先

受講申請書の提出先は、次のいずれかとする。

(一) 各消防本部(署)

(二) 社団法人広島県危険物安全協会連合会(〒733-1082 広島市南区的場町一丁目七番二〇号 広島県石油会館一階)

ただし、郵送の場合は、社団法人広島県危険物安全協会連合会あてとし、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書在中」と朱書すること。

3 受講申請書は、消防本部(署)、社団法人広島県危険物安全協会連合会又は広島県環境生活部危機管理総室保安室で配布する。

五 受講手数料
四千七百円

この手数料は、四千七百円に相当する額の広島県収入証紙を、受講申請書の所定の欄にはつて納めること。

この収入証紙には消印をしないこと。

なお、受講申請書受理後は書類、手数料は返還しない。

六 講習当日の受付

講習当日は、講習開始の三十分前から受付を開始する。

受講者は、受講票及び危険物取扱者免状を受付に提出すること。

七 講習修了証明

講習修了の証明は、危険物取扱者免状に記入する。

なお、この危険物取扱者免状は、講習終了後に返却する。

八 その他

1 講習のテキストは、当日会場で配布する。

2 講習会場及びその周辺には駐車場がないので、自動車で来場しないこと。

3 その他講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部(署)、社団法人広島県危険物安全協会連合会(電話(〇八二)二六二・二〇三三)又は広島県環境生活部危機管理総室保安室(電話(〇八二)五三三・二七九〇)にすること。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ZAGZAG世羅店

所在地 世羅郡世羅町大字西上原字鎌倉八七八・三 外

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者
名称 オリックス株式会社 代表執行役 宮内 義彦

住所 東京都港区浜松町二丁目四番一号

2 小売業を行う者

名称 株式会社ザグサグ 代表取締役 藤井 孝洋

住所 岡山県岡山市大内田七六六・二

三 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年十二月二日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百九十平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数
四十三台

2 駐輪場の収容台数
二十台

3 荷さばき施設の面積
三十五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の容量
五・四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後六時まで

七 届出年月日
平成十七年四月一日

八 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室(広島市中区基町一〇番五二号)
世羅町産業観光課(世羅郡世羅町大字西上原二二三・一)
九 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧期間

平成十七年八月二十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規程する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

十 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年八月二十五日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。
平成十七年四月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン大竹

所在地 大竹市晴海一丁目一番五

二 県の通知の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

大竹市経済課(大竹市小方一丁目一番一号)

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧期間

本日から平成十七年五月二十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。
平成十七年四月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

深安郡神辺町大字湯野字久貝尻四四番一、四四番三、四四番四、四四番二地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

深安郡神辺町大字川南一五四九番地の一

株式会社 明和

代表取締役 藤井 博明

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

深安郡神辺町大字道上字サヤノ下二〇一番、二〇五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

深安郡神辺町字道上二〇二六番地の二

加藤 智

公安委員会規則

広島市と佐伯郡湯来町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成17年 4月25日

広島県公安委員会

委員長 畑 地 夫

広島県公安委員会規則第10号

広島市と佐伯郡湯来町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正)

第1条 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則(昭和39年広島県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表 3 警察官駐在所の部広島県広島西警察署の款に次のように加える。

砂谷警察官 駐在所	広島市佐伯区湯来町伏 谷	広島市佐伯区のうち 杉並台、湯来町(伏谷、白砂、葛原)
上水内警察 官駐在所	広島市佐伯区湯来町多 田	広島市佐伯区のうち 湯来町(和田、妻谷、下、多田、菅沢)

別表 3 警察官駐在所の部広島県廿日市警察署の款砂谷警察官駐在所の項及び上水内警察官駐在所の項を削る。

別表備考中「平成 17 年 4 月 1 日」を「平成 17 年 4 月 25 日」に改める。

(警 備 業 法 施 行 細 則 の 一 部 改 正)

第 2 条 警備業法施行細則(平成 15 年広島県公安委員会規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「東広島市の区域であった地域に」の次に「、「広島市」は平成 17 年 4 月 24 日において広島市の区域であった地域に」を加える。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第 32 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。)第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 4 月 25 日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

検定 番号	検定の有効 期間	遊技機の 種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
4P0875	告示の日 (平成 17 年 4 月 25 日) から 3 年間	ぱちんこ遊 技機	C R フ イ ー パ ー 宝 船 Z F	株式会社三共 代表取締役 毒島 秀行 (群馬県桐生市境野町六 丁目 460 番地)	左 同

4P0886	同 上	同 上	C R フ イ ー パ ー 宝 船 S F	同 上	左 同
4P0894	同 上	同 上	C R フ イ ー パ ー 宝 船 R H	同 上	左 同
4P0926	同 上	同 上	C R フ イ ー パ ー 宝 船 S N	同 上	左 同
5P0216	同 上	同 上	C R オ ー グ レ ー ク	株式会社サンセイアール フットボール 代表取締役 梅村 義孝 (愛知県名古屋市中区丸 の内二丁目 11 番 13 号)	左 同
5P0217	同 上	同 上	C R オ ー グ レ ー ク S P 2	同 上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第 30 号

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 99 条の 3 第 4 項第 1 号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。)第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 17 年 4 月 25 日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
教習指導員審査(普自二)
- 2 審査の期日
平成 17 年 5 月 30 日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号

広島県運転免許センター

- 4 審査対象者
道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
(1) 申請に必要な書類
 - ア 教習指導員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) 1通
 - イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通
 - ウ 自動車運転免許証の写し 1通
 - エ 履歴書 1通
 - オ 運転記録証明書 1通
 - カ 教習指導員資格者証等を有している者はその写し 1通
- (2) 申請書の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書等の提出期限
平成17年5月23日

広島県公安委員会公告第31号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年4月25日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
教習指導員審査 (大型・大特・索引)
- 2 審査の期日
平成17年5月31日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者

5 審査の方法

- 規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
(1) 申請に必要な書類
 - ア 教習指導員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) 1通
 - イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通
 - ウ 自動車運転免許証の写し 1通
 - エ 履歴書 1通
 - オ 運転記録証明書 1通
 - カ 教習指導員資格者証等を有している者はその写し 1通
- (2) 申請書の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書等の提出期限
平成17年5月24日